

稲沢市学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰等に対する経済的支援として、食物アレルギーにより学校給食を食べることができず、恒常的に弁当を学校に持参する代替措置を必要とする児童又は生徒の保護者等に対し、稲沢市学校給食における食物アレルギー対応補助金(以下「補助金」という。)を交付するため、稲沢市補助金等交付規則(昭和50年稲沢市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校 稲沢市立学校設置条例(昭和40年稲沢市条例第12号)第2条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (3) 対象児童等 食物アレルギーにより、学校給食の提供を受ける代わりに、毎食学校に弁当を持参することを校長(対象児童等の在籍する学校の校長をいう。第5条において同じ。)に認められた児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、対象児童等の保護者等とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に、対象児童等が学校給食の代わりに持参した弁当を食した回数に乗じて得た額とする。

(1) 小学校 3 4 0 円

(2) 中学校 3 9 0 円

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする対象児童等の保護者等は、前条に規定する期間の終了後、速やかに補助金交付申請書（様式第 1）に校長から交付された実績証明書（様式第 2）を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の決定をし、当該保護者等に補助金交付決定通知書（様式第 3）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 7 条 市長は、前条の規定による補助金の額の決定後、補助金を交付する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、付則第２項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。ただし、第１条中稲沢市学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱第４条の改正規定は令和７年４月１日から、第２条の規定は同年９月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和８年２月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。ただし、付則第２項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。